

開催日時：令和 5 年 9 月 7 日（木）10：29～15：59

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 28：優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止（農林水産省、国土交通省）>

（大橋部会長）複雑な案件で、前回から色々な意見交換をしながら、そちらからもアイデアを出していただき、こちらでも認識を深めてきた。結局、基本方針、建設計画、個別の許可があり、個別の許可も都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律上のものがあって、3段階に入り組んでいる。それらの手続を真面目に全部踏んでいくと、それぞれについて協議等の手続が生じてしまうので、これはさすがに負担が大きいだらうということで、前回、基本方針と建設計画の部分に焦点を当てて色々議論をした。そこでそちらから出た懸念というのは、個別の許可の段階で手戻りが生じる恐れがあるというもので、確かに提案の中身を見ると、提案団体も個別の許可の段階での手続もかなり気にしているので、私が冒頭に申し上げた全体の手続の中で入り組んだ部分をすっきりさせてほしいというのが、この提案全体の話である。

そういう中で、国土交通省都市局から、例えば政令指定都市の場合には、個別の許可の手続を 1 つ飛ばせるというヒントを得たので、そういう目で見えていくと、協議を省略できる例外がいくつかあり、それらを丁寧に拾っていくと、事務負担を軽減できそうだとということが分かった。藤枝市に関しても、今回いただいた回答で、第 1 種農地が含まれていなければ事務負担が一定軽減されるということが分かった。

これは 1 つ収穫なので、通知等でこうした省略が可能だということを周知するという事は最低限やっていただきたいが、これを法令上に書くのは難しいのか。再検討の視点で投げかけたケースの組み合わせで省略可能というのは、今回、藤枝市との関係では、一定の回答は出たものと考えているが、せっかくこれだけ時間をかけて議論した成果なので、他の自治体にも広く知らしめたいという思いがあるが、そこは如何か。

（国土交通省）きちんと周知や通知をすることで、これの裾野を広げて、実益を得たいと考えている。

（高橋構成員）実質的に協議をする必要がなければ、それを法令に明記するのが原則だと思う。法令に書いてあることについて、解釈で省略してよいという処理の仕方は、必ずしも法令上の運用としては適当ではない。したがって、法律本体に列記するのは馴染まないと思うが、例えば、政省令で定める場合については、この限りではないとして、政省令に列挙することは法技術的には可能で、かつ、それは地方分権一括法でもできると思うが、そういう形で御検討いただくことはできないか。

（農林水産省）農林水産省の観点から申し上げますと、藤枝市は条例移譲市町村だが、協議不要となるケースを場合分けする必要がある、まさにその市町村が指定市町村なのか、条例移譲市町村なのか、また、都市計画法との関係でも政令指定都市なのか、中核市なのか、施行時特例市なのかという場合分けがかなり必要になる。加えて、優良田園住宅を建てようとする土地について、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法のそれぞれの位置付けも細かく場合分けがあって、さらに農地の場合は、その規模が 4 ヘクタール以上か、それ以下なのかというような様々な条件をどうしても考慮する必要がある。この組み合わせを前提にして、その関係部局がどこになるか等を細かく決めていく必要がある。そういう意味では、手続が円滑に進むように、都道府県の審査体制を必要に応じて簡素化するという事をやっていただき、我々もしっかりその旨を通知することによって、多くの自治体に活用してもらおう方が、見直しの効果も高く合理的であると、今の時点では考えている。

(国土交通省) 都市計画の観点からも基本的には同様の認識であり、先ほど農林水産省からも説明があったが、色々な場合分けがあって、国土交通省の都市計画側の観点と農林水産省側の観点、それぞれにおいて複雑な組み合わせが出てくるため、周知することにより実態的な実益が得られるのではないかと考えており、基本的な認識は農林水産省と同様である。

(高橋構成員) 国土交通省の方についてだけ問題意識を申し上げたい。2ページのものについては、政令レベルでこの程度の規定ぶりは可能だと思う。この程度の政令は数多くあるので、農林水産省の場合はなかなか複雑怪奇なところがあるのかもしれないが、そういう意味で、法治主義な観点からいうと、私の個人的な意見ではあるが、そういう形で措置していただくことも御検討いただければありがたい。

(大橋部会長) そちらの御説明によると、丁寧に通達を読み込めば書いてあるということだが、普通の自治体でこれに気付くのはなかなか難しいところがあるのが現状であると思う。今回、こちらが丁寧に調べて、こういう組み合わせであればいかがですかとお聞きしたら、それだったら省略可能であるという回答をいただいた。ただ、その道筋が分かりづらいという部分もあるので、先ほど高橋構成員から御発言があったように、政省令等できちんと書いていただければ一番よいし、もしそれがどうしても難しい場合であっても、やはり書きぶりや周知の方法を工夫していただき、省略可能なケースを明示するというのをきっちりやっていただきたい。

今回様々な場合分けについて検討してきたが、何か知恵の輪を解くような感じがして、非常に個別な問題解決で終わってしまっているような気もしている。先ほど農林水産省からお示しいただいた改善の案によると、要するに、協議の場がある程度前もって確保されているようなものについては、後ろの手續については省略することでいいという哲学のもとに考えられているものだと思う。

前回お話しいただいたときは、分節的に基本方針、建設計画、個別の許可というのが1つ1つあり、法令上は確かに直列型で縦につながっているのが、どこかを省略すると手戻りが起きる可能性があるという懸念があった。ただ、地方自治体から今回出ている話は、例えば、認定手續の段階で、既に個別の許可まで念頭に置き、それらも全部一括して話が済んでいるようなケースがあるということである。要するに事前調整のような形で事前に話が全部まとまっているようなケースであれば、事前に1回協議をやっていることもあり、実態としては個別の許可の段階で手戻りが起こり得ないので、それだったら事業者のためにも地方自治体のためにも、そういうものについては一括でできるのではないかと考えている。そうすれば、もっと一般則として手續が迅速化するのではないかと思ったため、今回その内容を再検討の依頼の2つ目でお示ししている。

そのような観点で見ていくと、本日、農林水産省から示していただいた改善案の、建設計画認定の前の段階で一括して手續を進めるというやり方についてであるが、図表の吹き出しのところ、都市計画法上の手續においても同じようなことができるというように書いてある。実際にこういうことをやるという地方自治体があったときには、建設計画認定の段階である程度協議を尽くせば、その後の個別の許可に係る手續が一定不要になるということについて認めていただけると、非常にこの錯綜した手續が簡略化、合理化できる。今までの並行型手續進行ではなくて、前倒し一括のような形で実際に行っている地方自治体の例もあるので、そういう場合の処理について、私が今申し上げた趣旨であるとすれば、これも併せて周知徹底していただければ改善策としてはかなり大きなものになるのではないかと考えているが如何か。

(農林水産省) まさに大橋部会長から御発言があったとおりでと思うので、これらの周知については、しっかりとやってまいりたい。

(国土交通省) 都市計画法の観点から申し上げますと、恐らく少し場合分けをしなくてはいけないと思っている。法定の基本方針と建設計画の中で合理化できる部分として、都市計画法上の手續の場合は前の段階で、県との事前協議のようなプロセスを経ることができるということはお示ししているので、相当部分その中でもお答えをしていると思うが、そういった目で、万が一被りがまだあるのかどうかというところは、改めてよく見ていきたい。

もう一つは、別途開発許可の中で、この建設計画とは別に求めている事項があり、例えば、個別の資金計画の内容の確認、安全柵や擁壁をきちんと建てているかどうかの確認などについては優良田園住宅の建設の促進に関する法律では求めておらず、開発許可のみ求めている。これらは別途開発許可の中で確認することが当然必要になってくるが、そのようなことも含めながら、合理性のあるやり方を考えていきたい。

(大橋部会長) 先ほどの個別の知恵の輪のようにして出した条件のところでは、農林水産省は、第1種農地については別途という話だったが、今、お話ししている事前包括方式というか、前倒しのようなこの改善案は第1種農地も含んでいるという理解でよいか。

- (農林水産省) こちらについては、標題に書いてあるとおり、農用地域外であれば、1種、2種、3種の全体を含めて同時並行的に見るということは可能だと考えている。
- (大橋部会長) 農用地域外であれば共通のフレームであるということでしょうか。
- (農林水産省) 農用地域内と外で区別している。
- (大橋部会長) 一応農用地域外だということであるとしたら、先ほどの場合分けを行った様々な条件の話においては、第1種農地は別ということだったが、ここでは第1種農地を含めているということでしょうか。
- (農林水産省) 今回の優良田園住宅の建設の促進に関する法律については、第1種農地も例外的に転用が可能となるため、1種、2種、3種まとめて、農用地域外であれば確認できるということである。
- (大橋部会長) そのような形で、建設計画の認定段階と後ろの個別許可のところでそういう対応ができるということであれば、やはり関心として残るのは、基本方針と建設計画認定の手続をなるべく軽くできないのかということであり、1番良いのは一本化することだが、なかなか計画規律の精度の差もあり難しいという話がずっと出ている。本日お示しいただいたこの案でいくと、かなり重なっている部分があって、要するに氏名、住所、計画区域、着手完了予定日などは、1行書けばいいような話なので、そうだとすると、青色の部分については、ほとんど重複しており、結局、公共施設関係の内容のみ重なってこないという捉え方もできるのではないかと思います。せっかくここまで検討していただいたので、この記載事項の簡略化、統一化についても併せて措置していただければ、かなり手続の合理化が進むのではないかと思います。これはこれとして別途、周知、案内をしていただければということでしょうか。
- (農林水産省) こちらについても、周知をしたいと考えている。建設計画を出していただくときに、基本方針などを見れば分かるものについては、改めて求めないということなので、その旨を周知したい。建設計画を出していただく段階で確実に見なくてはいけない土地の地番や申請者の事業者の名前等は当然出していただく必要があるが、それ以外のものについては、簡略化が可能である旨を周知したいと考えている。
- (勢一部会長代理) 色々御検討いただき、感謝申し上げます。かなり工夫していただけたのではないかと思います。おそらく、これで手続がかなり簡素化、迅速化できるのだと思うが、特に一般市町村の担当者からすると、分かりにくいところがあるのではないかと思います。
- そのため、例えば、手続はこの部分が省略できる、これとこれは一緒にできる、というような形でお示しいただくのだと思うが、是非お示しいただくときに、総論的なところで、どういう方針、考え方で、これまでやらなければいけなかった手続を省略することが可能なのかという全体的な考え方を少し御紹介いただいた上で、それに則って手続の整理をすることでこういう形になるというように示していただいた方が、むしろ現場には分かりやすいのではないかと思いますので、周知の方法や考え方のお示しの方法について、少し工夫をお願いできればと思う。
- (平沢参事官) 先ほどもやり取りがあったが、資料の6ページの農林水産省から提出された改善案のフローの中で、特に都市計画法の観点で、ここのフローの図がどのような感じになってくるのかというところを、改めて事務的に御相談させていただければと思っている。
- (国土交通省) 趣旨は承知した。先ほど御説明したとおりで、第1回のヒアリングの中での手続の簡素化のところというのは、さらにこういう部分も簡素化できるのではないのかという観点で今回お示ししているのも、それらも含めて何かできることがあるかどうかというのは、御相談させていただきたい。
- (大橋部会長) 優良田園住宅建設計画の実績というのは、今どれくらい上がっているのか。この制度を進めたいと思うが、提案団体の数にボリュームが出てきていないこともあり、実績が多くあるのであれば、なおさら手続の簡素化等に効果があるのではないかと考えている。
- (農林水産省) 令和4年3月現在、優良田園住宅建設の基本方針を定めている市町村は58市町村である。基本方針に基づいて、建設計画の認定を行った市町村は32市町村あり、全体で982の住宅が建設されている。
- (大橋部会長) 承知した。こういう形での手続の合理化を踏まえて、さらに事業を展開、拡大することを期待している。

<通番9：幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長（こども家庭庁）>

- (大橋部会長) 本件は、特例措置が令和6年度末までと期限が迫っており、なるべく周知が早いほうがいいということで急ぐようお願いしていたところ、早速具体的に検討をいただいて、8月末には検討委員会を設置していただいたということで大変ありがたい。延長に対しては前向きに進めていただければということによろしい

か。スケジュールの観点でいうと、提案募集の一連のスケジュールに間に合う形で検討、結論をいただけるということでよろしいか。

(こども家庭庁) 然り。この要望がかなり強いので、我々としてもその御要望をしっかり受け止め、最終的には専門部会の議論次第という点はあるものの、スケジュール感もきちんと踏まえた上で結論を出していただくべく、各専門部会の委員にもよくよく御理解いただきながら進めていきたい。

(大橋部会長) これは保育の受け皿の拡充により、うれしい悲鳴で人手が足りないということで、実際の現場の自治体のほうから、特例措置などを継続してほしいと、やる気があるってのお願いだということが具体的に出ている。委員の先生方には、ぜひ、そういう現場からの声があるということ伝えていただきたい。

(こども家庭庁) 承知した。

<通番 22：都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体策定及び計画期間の見直し(内閣官房)>

(大橋部会長) 計画の一体的な策定は可能ということで、その旨をきちんと分かりやすく自治体に周知いただけるということと思う。計画の見直し期間については、提案団体が求めているのは、計画の見直し期間と変更の必要性を都道府県の実情に即して判断可能であるということを示してほしいという提案であり、これについてもそのとおり周知いただけるということによいか。

(内閣官房) 然り。

(大橋部会長) 今、政府全体として計画行政の見直しを進めていて、とにかく努力義務規定が多い。努力義務として書くと、地方公共団体はそれを真面目に受け止めて、義務のような形で受け止め対応するということがある。また、計画の見直し期間が「少なくとも3年」という短い期間の形で明示されており、努力義務であることを前提とした書きぶりかと思うが、先ほど申し上げた観点から言うと、「少なくとも3年」という記載や努力義務規定は自治体にとって厳しいイメージを与えるものになっている。「できる」規定への見直しや、3年などの短期ではなく、緩やかな期間を定めることなど、ナビゲーション・ガイドを策定し、提案募集全体を通じてガイドに沿った対応となるように法令改正等をお願いしているが、それは難しいということか。

(内閣官房) 法改正については、難しいと考えている。

(大橋部会長) それは、先ほどお話があったギャンブル等依存症を取り巻く現在の環境からということか。

(内閣官房) 然り。ギャンブル等依存症対策は法律ができたばかりであり、また、近年、ギャンブル等依存症に関する動向が変わっているということを考えると、現時点で法改正を約束することは難しい。

(大橋部会長) 全国的にはギャンブル等依存症が懸念されるようなエリアと、そうでないエリアもあるわけで、あくまでも都道府県の実情に即して、自分のところの足元を見て、見直し期間と変更の必要性については、自分で判断できるということによいか。

(内閣官房) 然り。

(勢一部会長代理) 2次回答でも、やはり努力義務規定の部分と期間についての見直しは難しいという回答を頂戴しているところ。このギャンブル対策依存症対策基本法が制定された平成30年の時点では、現在議論している計画策定に関しての政府の方針は出ていなかった。そういった意味では、閣議決定した「自治体に対する計画策定について求めている形を見直していく」という局面とそのニーズが、既に出てきている状況にある。この法律自体の事情として見直しは必要ないという御判断かもしれないが、計画の在り方という部分の事情は変わってきているので、それをどのように受け止めるか、検討をお願いしたい。

ナビゲーション・ガイドの考え方では、計画の策定は自治体側の自主的な判断によるものとし、さらに計画の期間も各自治体の事情によってそれを決めることができるということが、現在の計画策定における基本ルールになっている。その観点から見ると、やはりこの法律の第13条の規定の在り方は、現在の計画策定の考え方に沿わなくなっているというところはお伝えしたい。特に、国が3年で基本計画を見直す場合に、法律第13条第1項では、その計画を基本として自治体で計画を策定するということが定められているので、基本とすべき対象の内容が変わると、都道府県でも現行の計画を見直すということは、法律上の要請として当然に読めることであり、さらに「少なくとも3年ごと」とかなり強めに規定されているので、国の基本計画が変わるタイミングで、都道府県も同じように3年ごとに計画を見直すということが、法令上の努力とはいえ、自治体に対して一定の要請を求めているという構造になっている。ナビゲーション・ガイドの考え方が閣議決定されていることを踏まえて、この提案についてももう少し前向きに検討をお願いしたいと思うが、そういった余地はないか。

(内閣官房) 現時点で、この法律そのものの規定の見直しをお約束することは困難である。一方で、御指摘があったとおり、効率的、効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドが策定されており、その趣旨を尊重して、今後も社会情勢などを踏まえながら検討すべき課題であると認識している。

(大橋部会長) ナビゲーション・ガイドの閣議決定という形で計画行政についてのアウトラインが示されており、その観点からすると、計画の見直し期間に関する現在の規定ぶりは是正が必要な内容を含んでいるということなので、法令改正のときには改めていただくというのが、今の内閣の方針に適合した法律づくりになると思われる。一方で、一体策定が可能だということと、この見直し期間と変更の必要性は、自治体が判断可能であることを明示いただくということで、これは年度内に対応いただけるということではどうか。現時点では法律の規定ぶりによって萎縮効果が働いてしまい、このような提案が出てきているので、まずは都道府県に対し、メッセージを正確に伝えなくてはいけないというのが緊急的にあるところだが、そのスケジュールはどうか。

(内閣官房) この方針に関し、問題がなければ速やかに進めたい。

(大橋部会長) そのように案内をしていただいた上で、見直し期間に関する法律第13条の規定については引き続き本部会は問題意識を持っているので、法令改正の機会に、これを変えていただくことを検討いただきたい。

<通番 36：訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し（警察庁）>

(大橋部会長) 具体的に回答をいただいたので、内容を確認したい。まず、新たな通達を発出する際に、対象となる車両がどういうものなのか明示する際に、介護サービスや福祉サービスが入るよう記載するというところでよいか。

(警察庁) 既に駐車許可の実績が多くあるものについては、具体化して載せていきたいと考えている。

(大橋部会長) 国から出した通達が、警察署単位では必ずしも伝わっていないところがある。今回、周知徹底を図るとのことだが、具体的にどのような形で周知徹底を図るのか。

(警察庁) 警察庁から各都道府県警察に対し、通達を発出の上、指示していく。ただ文書を出すだけでなく、今後、実際の実施状況も含めてフォローアップをし、密に様子を見て、状況について聞き出していこうと考えている。

(大橋部会長) オンライン申請については、令和7年末までに検討するとのことだが、具体的なスケジュールを教えてください。

(警察庁) 令和7年末までにオンライン申請ができるように整備を目指していくが、予算の都合もあり、細かいスケジュール感をお示しすることは難しい。

(大橋部会長) 令和7年末というのは、確実にお願いしたい。

(警察庁) 現時点で申し上げられるのは、令和7年末までにオンライン申請ができるように、整備を目指すところまでである。

(大橋部会長) 包括的な駐車許可は、場所の問題と日時の問題と2つの問題がある。場所については、例えば学校周辺は駐車不可とするなど、少し柔軟化し許可をするというのは難しいのか。

(警察庁) 駐車場の訪問先については、ある程度幅を持たせるような形で柔軟化はできるが、例えば市内一円という形にし、日時を問わず、場所も非常に広い範囲ということになると、状況が分からない方に危険箇所を判断していただくということは極めて困難である。一方で、ある程度の幅を持たせたような許可は現行制度で対応している。

(大橋部会長) 具体的に提案団体が問題として出しているのが、虐待があった場合など、緊急性があるときの対応である。今回は目的に応じた取扱いの観点はなかったと思うが、虐待案件などの命に関わる事案に係る駐車許可については、事前に場所と日時を特定する原則に対し例外的に認めることは可能か。

(警察庁) 命に関わる話については、警察にまずは連絡していただきたい。警察官が臨場し、対応することが一番先決である。次に、関係者の方と対応することとなる。

その上で、緊急性のあるものは、現時点で電話連絡を受けて対応が可能であり、おっしゃられたような命に関わることであれば、まず緊急車両を向かわせて対応する。

(大橋部会長) 虐待案件のときには、警察に連絡すれば、そのときの駐車については、ある程度緩やかに考えていただけるのか。

(警察庁) 警察官が臨場していたら、警察官のほうで、安全性を含めて、交通の状況を見ながら対応していく。

(大橋部会長) 虐待のケースについては警察に連絡し、警察官の臨場を仰ぐような形にすれば、駐車違反の問題

は出てこないのか。

(警察庁) 特に命に関わる危険性のあるものについては、警察に連絡していただきたい。

(高橋構成員) 虐待については、命に関わるか分からないが駆けつけなくてはいけないことがある。その場合でも、警察は対応していただけるのか。

(警察庁) 継続的な相談があり、定期的に様子を見に行かなくてはいけないようなことがある場合については、事前に駐車許可を行う余地があり、日時の幅は、ある程度相談できる部分はあるのではないかと考える。

緊急度合いにもよるが、既に把握されているものについての見回りのような話であれば、駐車許可の対象として運用できるのではないかと考える。

(大橋部会長) どのような事例を提案団体のほうは考えて、虐待案件という話が出ているのか。警察庁とも意思疎通をしていただき、柔軟な対応がどこでできるかというのは、相談していただくのが必要かと思う。本当に危なければ、警察官臨場ということになるが、その前段階のことか、継続案件のことか、新規案件のことか、その状況が分からないが、事務局は何か聞いているか。

(中野参事官) 1次ヒアリングの後、八王子市から事情を聞いているが、具体的な意見が不明な部分もある。緊急対応の車両については、実際に八王子市では、虐待対応の通報があった場合に駐車できなくて困っているということについて、八王子市の警察署においては駐車許可は下りないものだと最初から諦めて相談していないとのことであった。警察庁とも、もう少し詳細に事業者からの意見も聞きながら、通知・通達の書き方が分かりにくいのか、それとも個々の警察署のほうで、運用がまちまちでローカルルールみたいなものがあるのか、具体的にどういった点が問題になってそもそも事業者が駐車許可の手続きを諦めているのか不明な部分があることから、もう少し解きほぐしていく必要がある。

(警察庁) 実際に運用に当たって、緊急の対応が本当にあるのであれば、そこについて隙間が生じることなく対応すべきだと考えている。ぜひとも内閣府を通じて、場合によっては、直接お話を聞く場があればお聞きしたい。どういうニーズがあるのか、それに対してどう対応するのか考えていく必要がある。

(大橋部会長) 内閣府が間に入り、情報を収集し、検討ができればいいかと思う。

(大橋構成員) いろいろと対応していただき、非常にありがたい。訪問型サービス等を行っている民間事業者等が、無理だと考えて最初から駐車許可申請を諦めていたという話があった。現場の事業者が知らないということもあって、せっかくの取扱いを活用できない場面もあり得ると思うので、事業者の方に、こういった取扱いはできるということを周知いただきたい。民間事業者への情報の共有みたいなものもあると、よりよいと思うがいかがか。

(警察庁) これまでも厚生労働省を通じて、事業者団体に周知いただくようお願いをしていた経緯もあるので、今回の新しい通達についても厚生労働省とも連携し、事業者が知らないことがないようにしていきたい。

(大橋部会長) 今回の場合、特に介護サービスの事業者が念頭にあるので、警察からも民間事業者に情報が伝わるように働きかけていただき、基礎自治体にも情報が広く行き渡るような形になればと思う。

<通番 18：保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 提案団体とも意見調整をされて、具体的な回答をいただいたが、特例対象児童が100人を割った時点では、まだ特例により入所している児童がいるわけで、仮に100人を割ったら特例を廃止するという判断をしたとしても、ソフトランディングするような措置というのは、入所者との関係で必要になるのではないかと思う。100人を切った後の経過の措置や対応について、提案団体と話はされたか。

(こども家庭庁) その点は、あまり具体的に話していない。この特例自体に、待機児童等が100人以上という要件があり、提案団体から、それを踏まえる形で待機児童等が100人を切ったら、特例を廃止するという点ではないかという提案をいただいた。具体的にどう進めていくか、特例をいきなり廃止すると、100人をどうするかという話が出てくるので、何かソフトランディングのようなことを考えなければいけないというのは当然だと思う。

特例を廃止するということは決めた上で、現場の保護者あるいはこどもに負担が掛からないような形を考えていくということかと思う。

(高橋構成員) ソフトランディングの話について、申し上げたい。これまでの待機児童の経験からすると、年度によって増減があり得る話で、恒常的に100人を切る傾向になった段階で廃止するなど、100という基準をどう考えるか、よく団体とも相談していただきたい。

(こども家庭庁) 我々の提案は、あくまで4年間の延長で、令和11年3月をもって廃止する、これは基本路線である。

このことを前提として、その間に、もし100人を切るという事態があれば、令和11年3月を待たずに、特例を廃止するという考えでいる。

期限の中で100人を割ったら特例を廃止するという基準をどう判断するかについては、来年度に100人を切ったら、来年度すぐに廃止ということを決めるか、もう1年見てみようということになるのか、そこは検討の余地は十分あるだろうと思っている。

(大橋部会長) まず、4年の延長を認めていただいた中で、1つの目安、基準として100という数字があって、待機児童の減少傾向が出てきて、ソフトランディングといった配慮も尽くされるのであれば、廃止が早まる可能性もあるかもしれない、という含みを残していると受け止めさせていただいた。

特例対象児童の解消に向けた計画は、令和6年のいつ頃までに提出を求めるか。

(こども家庭庁) 提案団体だけでなく、全ての自治体において、令和7年度から子ども・子育て支援事業計画の改定の時期に当たり、令和7年度に向けてニーズ調査など、様々な調査をされると伺っているので、それを踏まえて、令和6年度のできるだけ早い時期、これは年度の押し迫った時期に提出されても、我々としても判断のしようがないので、可能であれば、令和6年度の前半、かつ早い時期につくっていただければ、十分判断できる、それを見て、議論できる時間はあるかと思っている。

(高橋構成員) 4年で廃止されるという強い意思の表明は承った。しかしながら、これまでのいろいろな経緯の中で、我々と厚生労働省・子ども家庭局等と調整してきて、仮に再度4年経って分権提案が出てきたときに、一事不再理として、我々は、こども家庭庁との間で、きちんとした交渉はできませんということはいえない。そこは、こども家庭庁として4年ということ強くおっしゃっていただいたということは受け止めるものの、もし提案が出てきたときには、やはりまた、我々と真摯にしっかり議論していただきたい。そこはよろしいか。

(こども家庭庁) 分権提案は、同じような案件についても繰り返し、さらなる深掘りをというものが出てくることもあるものだと思認識している。

ただ、我々の立場を改めて申し上げると、この最低基準は、基本的に保育の質の確保、特に量から質へということが、今、重点課題になってきている中で、非常に重視をしているところであり、面積も含めて、質の大きな要素を占める部分である。

その中で、待機児童の量とどう両立をしていこうかということで、かつ、待機児童の発生はもう特定の団体に絞られてきたということで、こうなってくると、コミュニケーションを取っていくことが大切であろうと捉え、提案団体に計画を作成いただき、その達成が難しいのか、どのような課題があるのかということについても、小まめに対応させていただきたいと考えている。そうしたコミュニケーションの中で、目標を立てるとすると、量についても放棄をするわけにはいかないため、特例の期限を定めてその中で整備させていただきたいところ。この期限の定め方については、提案団体のトレンドなども勉強させていただきながら、若干余裕がある数字を想定して設定をさせていただいており、コミュニケーションの土台としては、この土台の上で議論ができるのではないかと考えている。

目標達成に向けて、これから何年後にどのような世の中になっているかということは、その時々でいろいろとあると思われることから、そのときには、また対応をさせていただくということだと思。

(大橋部会長) 先のことは分からないが、目標がなければ励みにもならないので、そういう意味で受け止めさせていただく。提案団体も今までそうした観点で待機児童を減らしてきた実績があり、願わくは期間の中でこの問題を解消することが大事だと思。

将来的に、いろいろな社会状況などによって、再度提案が出てきた際には、また対応をということはあるかもしれないが、それは、可能性としてあるというだけで、現時点で何かということではないため、今回、期限として目標を提示いただいた、期限なしで話ができることではないということ、受け止めさせていただいた。

<通番19：地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 8月の委員会で進めている見える化の話があって、1つは運営の中身、特に人とお金ということについて、きちんと見える化をすることによって、利用者がそれを選別したり、チェックするという流れになるだろうし、事業所等を抱えている自治体が、それに関連して指導を行っていくことにもつながっていく。今出ている提案は、こんなに不適切事例が発覚しているにもかかわらず、監査・指導のきっかけがなく、全くの

渡し切りで事業所のお金になってしまっていて、監査・指導のきっかけがない中での行政指導はやりにくいというものである。その点について、もう少し行政指導の根拠を示してほしいというのが提案の底辺にあり、本来の趣旨に従わない支出があれば、それは著しく不当な行政活動であり、それについては自治体がいろいろ申し上げていくことは可能だ、ということ最低限示していただきたい。

(こども家庭庁) 見える化に向けた検討は中長期的にやっていきたいと思っているが、部長がおっしゃった内容について、給付費本来の趣旨を示した通知もないので自治体が非常に困っているという提案だとすれば、それについて示すことは検討したい。

(高橋構成員) 説明資料にある報告・届出というのは、何か法令上の担保があって義務づけをするということか。(こども家庭庁) 今も一定の届出等については、子ども・子育て支援法に規定しているが、そこにさらに何か届出等させるものについて、今後改正の中身がより具体的に固まってくれば、そういったところの担保をする可能性がある。

(高橋構成員) 可能性というのは。

(こども家庭庁) まだ内容が固まっていないため、必要に応じて、改正することになる。

(高橋構成員) 承知した。それから、税金が原資であるのであるから、経営上、適切にそのところは配慮が必要だという文言が入るような通知を出していただくと受け止めてよいか。

(こども家庭庁) 文言は検討するが、趣旨はそのようになる。

(大橋部会長) 措置については、年度内にお願いできるという認識でよいか。

(こども家庭庁) なるべく早く、可及的速やかに対応する。

(大橋部会長) ぜひお願いしたい。

<通番 21：小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加（こども家庭庁）>

(こども家庭庁) 本提案については、自治体及び国、双方の事務の効率化につながることから、こども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で、具体的な類型等について、速やかに検討してまいりたいと回答したところ。

まだ検討中ではあるものの、件数の多い、前年度に承認を受けているもので、その承認の根拠となった事情に変化がないような場合、又は小学校区内で唯一の放課後児童クラブであり、廃止すると待機児童が発生してしまう場合については、比較的端的に判断ができるため、これらは項目として追加することで申請を省力化できればと考えている。

実際の運用としては、交付金の申請の際に類型の欄にチェックいただければ足りるという流れを考えている。類型として追加する項目について、どこまで深掘りできるか、引き続き検討してまいる。

(大橋部会長) 提案団体が当初から示していた、中山間地域及びオールニュータウンについてはいかがか。

(こども家庭庁) 具体的にどこで線が引けるかが問題である。類型化することとは、チェックさえついていれば、事前確認なく申請を受け付けることになるため、類型自体が定性的過ぎると、申請者側の基準にばらつきが生じ、交付金の公平性に反してしまう。追加する類型については、事務的にもう少し詰めていきたい。

(大橋部会長) 定性的で定義が難しいものについても、工夫して類型に位置付けられないか検討をお願いする。引き続き細かい点を事務局と詰めていただき、年度内の回答をお願い申し上げます。

<通番 24：市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化（こども家庭庁）>

(こども家庭庁) 子ども・子育て支援法ができたときの経緯として、潜在的なものも含めて「量の見込み」を把握することをしなかったために、行政サービスの量として不足が発生しまったという反省のもとでできたという流れがあり、「量の見込み」自体を算出しないでいいというのは、我々の立場からは言いにくい。それよりは、この「量の見込み」の算出方法の合理化ができないかと考えている。まだ検討中ではあるものの、令和7年度を始期とする第3期計画策定に向けて、そろそろ準備に入って「量の見込み」などを立てていく必要があり、我々としても、そのマニュアルをお示しする時期が近づいてきていることから、できれば、今月中にも、多角的な観点から、合理的でかつ簡素な算出方法について、お示ししたいと考えている。

その上で、それで終わりではなくて、もう一度、できれば10月中に、それまでの間に市町村の皆様から御意見もいただきながら、それを踏まえた形で見直した改定版の考え方を出すといったプロセスを踏みながら、なる

べく簡素な算出方法を検討していけないかと考えている。

(大橋部会長) 本件に関連して、効率的・効果的な計画行政に向けてナビゲーション・ガイドを作成し、計画策定等に係る事務負担の軽減を図っているところである。

この提案は、計画の策定にあたって自治体が非常に苦勞しており、エネルギーをかけた割に使い勝手が悪く、何のためにやっているのだろうという疑問から提案されているもので、我々としても、できればここで決着をつけたいと思っている。一番いいのは任意記載化すると言っていたことだが、それは難しく、まずは算出方法について検討を進めるとのことである。

「量の見込み」の算出の簡素化に関して、これまで、算出方法等が例示されていたところ、それをやらなければならないと自治体は捉え、結果的に過度な事務負担となっていた自治体としては、これまでの実績をベースにして次の年度を考えるという、よくある行政スタイルに近いかたちを取り入れられれば、非常に自然体で進められることもある。例えば、実績を入れると「量の見込み」を算出できるようなツールの配布など、算出方法を簡素化してほしいという想いもおそらくあると思う。

また、今回、「量の見込み」の算出方法は自由ですと周知しても、自治体はまだ疑心暗鬼で、手引き等で何か方式が示されると、それに縛られてしまう可能性があるため、冒頭の御説明のように、段階を踏んで考え方をお示しいただくというのは非常に良いやり方であると思う。簡素化した方法をお示しいただいたうえで、自治体から意見を聞いていただき、今まで大変だったことが解消されるかどうかのチェックも踏まえながら検討を進めていただきたい。

算出方法の簡素化について、何か具体的に考えていることはあるか。

(こども家庭庁) まだ検討中ではあるが、部会長がおっしゃった中では、実績という要素をより含めた形というのは当然あると考えている。自治体の実情に応じて、例えば、大きなマンションが建設されたことを受けて独自に上積みするなど、実績を基にしつつ様々な要素も考慮して「量の見込み」を算出することは当然あり得るということを経験して示したい。

(大橋部会長) おそらくそこが提案団体の一番の関心事であるため、経験値を基にどう変化を踏まえるかなどは工夫いただき、計画策定よりもむしろ本来の行政活動のほうにマンパワーが向くようにしていただきたい。

自治体とのコミュニケーションの機会は、10月中ぐらいには持てるのか。

(こども家庭庁) 自治体が令和7年度からの次期計画策定に向けた準備に入られるタイミングであることから、今月中にも第1弾を出し、10月中を目途に第2弾を示したいと考えている。第2弾までの間に自治体とコミュニケーションを取りたい。

(勢一部会長代理) 本件はかなり提案団体も多く、積年の悩みでもあったため、今回でうまく解消できるとありがたい。平成24年に子ども・子育て支援法ができた当時のデータやツールと比べると、もう10年以上が経ち、デジタル化も進んだ。自治体も経験を積んでおり、良いタイミングで見直すことができるのではないかと感じている。また、これまで現場で積み重ねてきた知見を使えるという意味で、より精度の高いものができるという期待もある。

昨今の政策方針であるEBPMともマッチするものであるため、ぜひ、現場が改善するよう工夫をお願いしたい。

(坂本参事官) 令和7年度から次の計画を自治体につくってもらうということに関連して、冒頭、部会長から紹介いただいたナビゲーション・ガイドにおいては、計画の内容や手続について、できる限り地方公共団体の判断に委ねていただきたいとしていることから、「量の見込み」以外の部分についても、その点を踏まえて御検討いただきたい。

(大橋部会長) 2次回答の最後にある、市町村の裁量・判断に委ねるということが表に出るかたちでお願いしたい。おそらく、子ども・子育て支援法ができた当初、市民に対して説明責任を果たすうえで、きちんとしたものに則って計画策定していることを「見える化」することが一番ベースにあったのだと思う。これが「量の見込み」である必要があるのかという疑問もあるが、これまでの算出方法に代わるものとして説明がうまくつくような、実績ベースプラスアルファの算出方法で具体化できるようにお願いしたい。

(こども家庭庁) 部会長がおっしゃるとおり、もともと、自治体で計画行政を実施いただく際に、説明責任を果たしましょうという考えが総論としてあり、そのためには、例えばこういうことをやってくださいとお示していたその「例えば」が独り歩きをして、ヒット率が低くなっているところ。原点に戻って、しっかりと説明ができる状態について自治体で考えていただくことに重点をかけていきたい。

(大橋部会長) ぜひその方向で御検討いただきたい。

<通番3、4：里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築、妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築（こども家庭庁、デジタル庁）>

(大橋部会長) この提案は、情報連携に関わるシステムの問題と、現状では償還払いで対応している状況について県境をまたいでも受診票の利用ができるようにするという契約の在り方の問題が2つ混ざったものである。情報連携のシステムについては、工程表に示していただいたような形で順次進めていただきたいと思うが、令和8年度から、この提案に沿ったシステムが動き出すという認識でよろしいか。

(こども家庭庁) 資料において、令和8年度以降という「～」がついているので、そういうイメージかと思う。

(大橋部会長) 承知した。今回デジタル化に関わる提案がすごく多く、今そういう節目であるかと思うが、デジタルのシステムの改修や更新、導入の話は、おおよそこのような形で5年～7年お待ちいただければ幸せになると、そういう説明を受けるため、それはぜひ進めていただきたいと思う。他方で、その間も、実際に里帰り出産される方は一定数いて、その例も非常に多いとも聞いており、やはりそれには応えるべきであると考えため、調査研究を待たずともできる対応について、是非、具体的にお聞きしたい。

これについては2つあると思っており、1つは、デジタルの助けを借りず、本当にアナログに電話や紙ベースで行うようなやり方と、もう1つは、マイナポータルなどの現時点で実装しているものをうまく活用するやり方である。今でもできるような方策を整理いただいた上で、それをできる限り早め早めに示していただきたい。システムができるまでの間を耐え忍ぶ方策も含む、二段階の希望内容がこの提案の中にあると思うため、提案団体の方に対しては、今示していただいたプラットフォームになるようなものをしっかりお示しいただくと同時に、その間における方策についてもなるべく具体的に、かつ有効に実施できるように検討いただきたい。今でも自治体によっては工夫してやっているところはあるかもしれないため、そのようなものを周知いただくようなことでも結構だと思う。そういうことを併せてやっていただきたいと考えているが、いかがか。

(こども家庭庁) おっしゃるとおりで、アナログでできるところから検討していきたいと思っている。

現時点でも、ケアが必要そうなお母さんがそちらの町に里帰りしています、という情報の連携を実施している自治体もあるため、そのノウハウをまず我々としては勉強をさせていただいて、できる限り全ての自治体に対してその内容を横展開していくため、それをまとめて助言として出させていただきたい。まずは、その勉強をさせていただくという段階だと考える。

(大橋部会長) おそらく提案団体の中には、最後の最終形のところまで考えているわけではなく、とにかく早くやってもらいたいと考えている団体もいると思う。例えば、今度長野に行って出産するという情報を、今いる世田谷から送ってもらい、医療データを里帰り先の長野の自治体と共有できるようにしたり、逆に今度、世田谷に戻ってきたら、長野で受けたいろいろな出産に関わるような情報が簡易に共有できるような方策として、現時点で検討しているものはないのか。

デジタルでできないとしても、自分のいる自治体にそのようなことを依頼したら、必要な情報について先方とのやり取りがされるなど、妊産婦が自分で全部走り回ってやらなくてもできるようにするのも支援だと思う。フルセットになるまで5年間待つというよりは、簡易にできる対応がされるだけでも随分助けにはなると思うため、そのような対応をお示しいただくことも、この年内の回答の中で、ぜひ踏まえていただきたい。

(こども家庭庁) おっしゃるとおりだと思う。

基本的に利用者本位で考えるということで、自治体間できちんと連携をしてもらうということである。

そうなってくると、当然、自治体の業務もなかなか大変になってくるということもあるため、そういったことも含めて、地域で行われている工夫についてまず情報を得たいと考えており、ただやはり最終的には、デジタルの力というのが非常に大きく効いてくると思うため、それと並行しながら進めていきたいと思っている。

(大橋部会長) 今年の6月16日付けで閣議決定された規制改革実施計画の中に、伴走型相談支援においてマイナナンバーを活用して情報連携をこの分野でも図っていくという内容があり、それに併せて、里帰り出産という話が出てきている。マイナポータルなどを軸にしながらデジタル手段を活用した仕組みが構築されるような、非常に漠然としたイメージを持っているのだが、プラットフォームの構築というのは、そういう方向性を持ったものということか。

(こども家庭庁) 基本的には、母子保健とも絡んでくるところではあるが、伴走型相談支援と言っているものは、2つの事業を組み合わせたものとして始まっており、それはどういうものかということ、10万円の交付をするという現金給付に関する事業と、保護者の方や保健師、行政などの繋がりを推進する事業とを併せて、伴走型相

談支援と我々は総称して呼んでいる。

システムとしては、例えば二重の給付がないようにしなくてはならないとか、引っ越したときに適切な給付がされるようにするとか、いろいろなシステムを開発していく必要があるため、それはそれとして検討していく必要があるという意味でいうと、これは、ある意味別のシステムである。

一方で、今、デジタル庁と連携して進めているのは、より壮大な全国ベースのものであり、自治体と医療機関と妊産婦の情報連携ができるような基盤を全国レベルでつくっていく。これが、自治体とユーザーとの連携基盤になっていく。

これは、ある意味2つ別のプロジェクトとして動いているものだが、妊産婦という共通の登場人物、それから保健師や行政側の登場人物など、両方重なってくる部分もあるため、そこはうまく連携が取れるように進めていくことになるのだと思う。

(石井構成員) 全国医療情報プラットフォームのほうは、オンライン資格確認のネットワークを拡大するという説明がなされたが、それとは違う形でマイナポータルを活用して情報連携していきましようという話になったときに、どちらのシステムに乗っていくのか。また、自治体独自の方針があり、その方針が国の示す方針と違った場合の情報連携はうまくできるのか、別々に走っている連携の仕組みをどのように進めていくのか。

(デジタル庁) これはまだ個別具体の検討がなされていないため、一般論としてということにはなるが、情報連携といっても、自治体がそれぞれバラバラのシステムを用いるとなると、システムというのは人間のように融通が利くようなものではないことから、うまく情報の連携が図れないものとなる。したがって、やはり時間はかかるが、共通した基盤の中で情報連携の仕組みというものは考えていかなければいけない。

さらに、情報連携といっても、この場合でいうと、妊娠の情報だけを連携させるということではなく、それをベースにして様々な支援につなげていくということであるため、妊娠情報について情報連携していくというのは、あくまでいろいろなものを連携させていく中の一つの手段であって、そのときにマイナポータルをどう活用するかという問題が出てくると思うが、いずれにしても、情報連携させてどのような支援につなげていくのかという全体の大きな絵があった上で、システムのそれをどのように担保していくのかを検討していかなければいけないと思っている。

(石井構成員) 仕組みは既に複数あって、それぞれが走っているという話であるが、全体の絵はそもそもどういう位置づけとなっているのか。

(こども家庭庁) 今、デジタル庁から説明があったとおりの部分と、全国医療情報プラットフォームは、おっしゃるようにオンライン資格確認システムのほうのシステムを中心に組んでいく、どちらかという、医療ベースの話で動いているということである。一方で、先ほどの伴走型相談支援のほうは現金のところメインになるため、どちらかという、行政ベースとなっており別トラックで走っている。

石井構成員の御指摘は、これらの連携も含めた全体像についてしっかりと整合が取れるようにしていくべきではないかということで受け止めた。

この部分については、我々も課題だと思っているが、例えば、医療ベースのほうで進んでいく全国版の情報連携プラットフォームについて、これは医療機関と自治体と妊産婦という当事者の方の連携を念頭に置いているもので、これが発展して、自治体間連携などにもつなげていくということが将来像としても一つ考えられるところである。その結果、自治体のほうでは医療関係の情報というのも利用可能となる。

一方で、行政ベースのほうは現金給付と一緒にあって、それに附帯する形で面談や相談支援の記録など、そのようなものが情報として個人に貼り付けられることになるため、そこをどう紐づけるのかということになるのだと思う。

そのときの紐づけ方としては、いろいろあると思うため、そこは研究をさせていただきたいところであるが、いつ実現するのかということについては、令和8年度以降という「～」がついているわけである。

伴走型相談支援のほうは、既に10万円の給付というのが始まっているものであるため、こちらについては令和8年度を待ってというよりも、行政として先行して動いており、どちらかという、単体のシステムというイメージであるため、これは現実問題として走らせた上で、将来的にこの2つの情報をうまく個人のところで結びつけていくなど、そういったことについては検討していきたいと思う。

そのため、石井構成員がおっしゃった問題意識を持って、我々も今後検討しなくてはならないと思う。

(大橋部会長) 調査研究に入っていく中では、先ほど言ったように情報連携が1つの課題になっているため、そこで地方公共団体の意向を聞く機会があるかと思う。また、集合契約のほうでは、医療関係や保険の関係者な

ど、いろいろ意見等を聞いていくことになるかと思うが、令和8年度までの間はまだ時間があり、システムの組み方など、その中での自治体の位置づけなどがまだはっきりしておらず、これから決まってくる部分もあると思うため、せっかくできた仕組みが自治体のほうで使い勝手が悪かったりすると、何のためにこの提案をやったか分からないということになる。専門の技術者に全部任せてシステムとしてつくるのではなく、今、自治体が実際にやっている、特に提案を出しているような、里帰り出産に関わっている当事者の意向を途中で聞いた上で、この仕組みでどう対応可能なのか、使い勝手はどうかということ由市町村レベルで聞くなど、フィードバックをしながらシステムをつくっていただきたい。

(こども家庭庁) 自治体の御意見はもちろん聞かせていただきたい。デジタル庁のほうの事業でも、自治体が当然絡むため、先行自治体に手を挙げていただいて、その意向を反映する形で進められるものと認識しており、様々な局面を見つつ、自治体の御意見を伺わせていただきながら、使い勝手のいいものにするようにしていきたいと思う。

(大橋部会長) 繰り返しになるが、このシステムの完成を待たずともできる対応ところをなるべく丁寧に検討いただくということをお願いしたい。

(坂本参事官) 妊婦の方が里帰り出産する際、里帰り先で健診を受けたときに、やはり償還払いという手続きが煩雑だという声が提案団体からも挙がっているため、そこについて効率化できるようなことを何か検討しているのであれば、お示しいただければと思う。

(こども家庭庁) この点についても、デジタル庁とも御相談だと思うが、同じプラットフォームの中で、いわゆる健康情報などの連携基盤にもなるが、そういう金銭の情報についての基盤にもなり得るものだと思っており、その場合は、様々なプレイヤーが、必要になってくると思う。医療のほうで既に先行しているようなこともあると思うが、これは関係省庁もいろいろまたがっており、そのような検討もされる中で実現をしていくというのが一つだと思うため、それが大きな絵である。

もう一つ言えば、償還払いを全国ベースで解決しようとするれば、そういった大きなプラットフォームがあって、そこで情報のやり取りをするというのが一番理想的な姿だと思うが、そのような大きな議論のもう一歩手前のデジタル化ということ言えば、償還払いということは避けられなくても、例えば、償還払い自体をオンラインでできるようにするといったようなことで、利便性を上げていくこともあると思うため、幾つかそういった段階も含めながら様々な選択肢を検討していくことになるのだろうと思う。

(大橋部会長) 県をまたいだときの支払いが不便だという提案はほかにもあり、現場に任せてもなかなか決着がつかず、市町村が苦勞しているとの声もある。国のほうから方針を示したり、間に入ったりなどの後押しがないと、この契約の関係も整理が難しいだろう。償還払いについても市民にとっては非常に密接に関わる利便性に繋がるため、ぜひ重点を置いて検討いただきたい。

<通番12：民生委員・児童委員の選任要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 問題の出発点は東京都の港区であり、そういった都心部であるが、本件は提案団体の数が非常に多く、それ以外にも全国的に共同提案が寄せられている問題であるため、現実として、民生委員のなり手の問題というのは全国的にあるのだと思う。

提出された資料を見ると、民生委員の意見をすごく気にしていて、意見聴取するような形に見える。今実際に民生委員をされている方々の声ももちろん大事ではあるが、福祉人材の確保に当たっていて、それがうまくいっていない自治体の意見というのをまさに聞いていただくことが大事なのではないかと思うが、その点が示されていないように思う。そのところは、ぜひお願いしたいと思っているがいかがか。

(厚生労働省) 現時点でそのやり方について具体的に決め打ちしてお答えするのは難しいが、いずれにしても、一般論として制度の見直しや何か考える際には、当然行政を担っていただいている地方公共団体側の方、あるいは地方行政に精通した方など、そういった地方の皆様の御意見も何らかお伺いすることにはなるので、適切に地方の行政の方の御意見も伺うような形は、検討の中で考えていきたいと思っている。

(大橋部会長) 調査研究みたいな形で入る調査もあるとは思うが、この問題は、先ほど申しあげたように、出ている団体の数も非常に多く、しかもいろいろ数字を見ると、東京都の23区では、明らかに担い手が充足できていないという問題が現実には生じてしまっているため、切迫感という観点からすると、本当に急いでやっていたく必要があると考えている。

民生委員に対して意見を聞くというのは、具体的にどういった聞き方をされるのか。

(厚生労働省) 民生委員は23万人いるところ、民生委員を代表する団体がある。当該団体は民生委員について100%の加入率であるので、まず、そういった団体の代表をする方々を通じて、大きな御意見というのを賜るということになると考えている。

(大橋部会長) どういった御意見を伺うのか、もう少し具体的に、何を問いかけて、民生委員の団体に聞くのかというのが関心事である。

(厚生労働省) どういう聞き方をするかということであるが、単純に勤務地が当該地域にあれば良いかという聞き方ではなくて、具体的に、今回、提案団体からいただいたような内容を含めて、どういった御意見があるかというところを細かくお伺いしたいと思っている。単純な賛否だけではなく、逆に、住んでいるところと違うところで民生委員を行う上で、何か課題があるのであれば、その課題及びその課題解消も含めて、どうしたら可能になるかということも含めて細かく御意見を伺えればと思っている。

(大橋部会長) 問題がこれだけ具体化しているので、今、お答えがあったような、抽象的なアンケートをやっても意味がないと思う。

従って、今、日本の中で民生委員が顕著に充足できていないところがあり、そうした自治体から具体的にこういった提案が出ているが、それをどうお考えになるか、という聞き方をしていただきたい。都市部の方は、自分事として理解できると思うが、逆に農村部では、まだ充足できているところもあるかもしれないため、状況認識がそれぞれ違うと思う。こういった方策を取ることに、どう思うのか、ということに加えて、なり手について、単に地域にいるのか、いないのかというだけではなく、必要があれば民生委員を選任する際に条件をつけることも加えて聞いていただきたい。

例えば、その地域に居住経験のある方や、当該地域に日中働きに来ていて、そこに通暁するような方を選任することについて、民生委員をされている方の経験からしてどうお考えかとか、また、地方公共団体がある程度認定、もしくは指定したような方を任用することについてはどうお考えかなどの聞き方である。あとは、地域の民生委員協議会で当該地域に居住していない者についても推薦することを認めることはできないか、などが考えられる。かなり切迫した問題であるので、リアリティーを持っていただく意味でも、そういった具体的な改正案とかを提示していただいた上で、民生委員の方の意見を聞いていただきたい。

また、福祉人材の確保に困っている地方公共団体の受け止めも聞いていただきたい。そういったことをしないと、次のステップに進めないで、できれば、事務局を加えていただき、アンケート項目について相談してもらいながら、アンケートをしていただきたい。先々このまま何もしないという解決策はないと思うので、早晩何らかの手当はしなければいけないと思う。

今年何も動かなければ、来年またこの提案が出てきて、エンドレスになってしまうので、やはりある程度歩を進めるといえる意味では、聞き方も問題状況を伝えた上で、改正案など、民生委員の方でも御納得いただけるような選択肢も含めたようなもので情報共有していただき、民生委員の方も含めて意見交換できるよう、そんなプロセスにしていただきたいと考えているが、この点いかが。

(厚生労働省) こうしたことを制度として落とししていく際には、御指摘いただいたように、合理的な条件や判断基準をどう設定するのか、それを実務にどう落とししていくのか、こういった観点も含めて制度全体として考えなければいけない課題だと考えている。その上で、どのような形で聞いていくのかというやり方については、民生委員の方々とも、まだ議論を始めているところであるので、今、何か決め打ちすることは難しい。私どもとしては、まずしっかりと調査して、民生委員協力員として域外者の方でも御協力いただけるような実践例の把握や、今回の御提案は、要件の話が中核ではあるが、それ以外の担い手の確保であったり、負担軽減という大きな様々な取組の中で、これをどう考えるかなど、政策論の全体としていろいろ考えなければいけないと思っている。その中で、どのような検討の仕方がより良いのかということについては、私どもでも考えながら、丁寧に進めていきたいと思っている。

(大橋部会長) そうだと思うが、この提案制度自体が、一定の答えを出して、提案団体に、こういうような検討状況でしたということをお示ししなければいけない仕組みの中でできているものであるため、意見聴取をやっていただくとしても、どこまでのことを今年はやっていたかという具体的なスケジュールについて教えて頂きたい。今年度内にやっていただくというような約束はしていただけないのか。

(厚生労働省) 先ほど御説明申し上げたが、今年度は、まず、民生委員の方々の関係の業務の実態や課題の解決策あるいは実践例等について、調査を予定している。それも踏まえながら検討していく必要があると考えている。

また、制度の在り方や、委嘱の根幹に関わる部分もあり、現時点で何か時期を決め打ちするということは難しいと考えているが、いずれにしても、今年度そうした実態調査を行い、丁寧かつ納得感のあるプロセスを踏んで検討を進めていきたいと考えている。

(大橋部会長) 他の案件で、いろいろな関係省庁に、ここでお願いしているわけだが、少しのんびりし過ぎているという感じがして、それでは遅いと思う。今年は民生委員の方で、その先に今度は地方公共団体というように、そのような段階を踏んでいただく必要もないのではないか。例えば、実際に困っている地方公共団体の方が一方にいるわけだから、民生委員の後に聞く必要などは全然ないわけで、先ほど私が言ったようなことを、例えば、今、自治体の方にお聞きいただくとか、そういう作業を先行していただいても全然構わないと思うがいかが。

(厚生労働省) 先ほど実態調査と申し上げたが、これは民生委員の方の活動の量もはかることでもあるが、その中で、地方自治体の実践例ということも含めて、地方側にもいろいろ調べることを考えているので、民生委員と地方の側で、それぞれ今年度しっかりエビデンスを集めて、それを踏まえて、検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 量とか仕事の中身もそうだが、結局、今、担い手になる人の要件が限定されてしまっているのも、本件についても一個検討項目としてはあると思う。従って、本件について先行して検討いただくことはできないのか。年度内に調査をやっていると、私どもとしては、責任を果たしたことになるので、もう少しスピードアップしていただきたい。

(厚生労働省) 繰り返しで恐縮だが、こうした提案をより良いものと受け止めていく上でも、きちんと民生委員の皆様も含めて丁寧で納得感のあるプロセスが必要であると考えている。制度というものを考える際には、一般的にも実際の具体的な実践例やエビデンスであるとか、しっかりとした事実に基づき、合理的な判断基準や条件なども含めて考えていく必要がある。今申し上げたような実態調査をしっかりと行い、エビデンス、実践例なども十分踏まえた上で、関係の方々にもしっかりと御議論もいただきながら進めていくことが大事と思っているので。何か決め打ちをしてということは、難しいということは御理解いただきたいと思う。

(大橋部会長) 今、お考えになっている実態調査のスケジュールというのは示していただけるか。後ろが見えない調査をやりますと言うのだと、余りに漠然とし過ぎている。

(厚生労働省) 今年度、実態調査については公募もして行っている。今年度で調査を行う。

(大橋部会長) それで、実態調査をやる中身とかについては、相談とかをさせていただけるのか。

(厚生労働省) 今、公募も終えて契約もしているのも、どういうことができるかというのは、今、確言を申し上げることは難しい。

(大橋部会長) 公募というのは、もうアンケート項目は決まっているということか。

(厚生労働省) ある程度のアンケート項目は、もう公募も終わっているのも、決めかかっているところ。

(大橋部会長) 今考えているアンケートの中身というのは、お示しいただけないのか。事務局には今日出ているのか。

(泉参事官) 私どもには、特に調査研究の詳細について、まだ、情報はいただけていない状況である。

(大橋部会長) この提案への対応でやっているアンケートが、ここの場に出てこないというのは、おかしくないか。

(厚生労働省) 調査研究は、民生委員の担い手確保のための全般的なイメージで、いわゆる要件の話だけで調査をするということではない。逆に、そういった要件緩和の部分についても、何らか聞けないかと今考えているところ。

(大橋部会長) この提案に対しての回答をいただきたいという中で行うアンケートについて、こちらは何も知らないまま単にやって、それで年末までかかりましたと言われても、こちらは何もそれを評価できない。普通はアンケートをやるときに相談とかをいただいて、その前提のもとにやるのが一般的だと思う。対応がイレギュラー過ぎて返答に困るが、こちらに何も相談なしですすめるのか。

(泉参事官) 調査研究は、全体的な担い手の確保の調査をされるとは、一応事務的には伺ってはいるが、今回の提案を受けてどの程度フォーカスした形でできるかということについては、まだ、私どもは特にお話を伺っていない状況である。

(大橋部会長) このままだと2次ヒアリングを終わるに終われない。そのままどうぞというのは、あまりに無責任過ぎる。今日のやり取りを提案団体の方が見たときに、何か全然入り口に入らないまま終わっているという

印象にしかならないと思うので、具体的に提案に対しての意見照会の具体像を見せていただき、それをきちんと年度内にやっていただくことをしないと、先に進めないと思うが、いかがか。

(厚生労働省) まず、調査については、民生委員の活動の量が実際どうなっているかということや、どのような負担があるかなどといった具体的なデータと併せて、どういった好事例の実践があって、その課題は何かということ、実際の実例なども幅広く収集していくということを考えている。それが今後の基礎になってくるものと考えている。

(大橋構成員) 今、実態調査という話が出ているが、令和2年度の段階で、既に民生委員・児童委員の担い手確保等に向けた取組に関する実態調査研究報告を厚生労働省でされているかと思う。その調査と、今回の調査の関係を教えていただきたいと思う。既にもう実態調査はされているという印象を受けているが、また別の視点から実態調査をされるつもりでいるのか、そこを伺いたい。

もう一点は、民生委員の仕組み、所管官庁としてのいろいろなお考えというのは、もちろんあるのだと思うが、現在、例えば地方自治の担い手の一つということで、いろいろな観点から注目が集まっている仕組みである。

そういったときに、やはり明らかに人口減少との関係で担い手が不足しているという状況はある。従って、ある意味、既存の民生委員の方々からお話を伺うというのは、とても大事な話だとは思いますが、先ほどから部会長もおっしゃられているとおり、今、その仕事を担われている方というのは、やはり現行の仕組みに引きずられ、それを前提とした意見をおっしゃられるという傾向もあるのではないかと思う。現在、前提となる人口減少とか、そういった点を踏まえると、更地で、この民生委員制度というものについて検討する必要も大きくあるのではないかと思うので、いろいろ状況を調査されるということがあるが、今までにないような新しい観点から、この民生委員制度を考え、あくまで現行制度を前提としてというのではなくて、新しい観点からということもできるような、そういった検討をしていただきたいと思う。

(厚生労働省) まず、調査研究の話からすると、今回行おうとしている調査研究事業は、業務量の実態等の把握等を含めて、担い手確保に有益と見られるような取組を整理して、それを実際に試行的にやっていただくとか、そういうことまで考えながらやっていこうとしているものである。令和2年度にやったものも、確かに非常に良い調査であるので、それを踏まえながら、今度は担い手確保をどうしていくかということで考えたいと思っている。

それから、回答になっているかどうかということはあるが、この制度は100年続いている制度であるから、要件を変えるというのは非常に大きなことだと思っている。

先ほどアンケートという話があったが、一方で、地域の民生委員の方へのアンケートというのは、当然今年度の中でやっていくということで考えており、研究事業とまた別で考えるものだと思っているので、そちらはそちらでしっかり民生委員に、いわゆる在勤者で住んでいるところと違うようなところで民生委員をやっていくに当たって、何か課題がないかというのをしっかりと聞いていく予定である。

(大橋部会長) 私どもも、今、大橋構成員からも意見があったが、この問題は、今回初めて出てきたような問題ではなくて、先ほどから出ているような形での調査研究とか、問題指摘みたいなものはずっとあったと思う。今回は、選任要件のところについての縛りが窮屈過ぎるので、これを緩める代替案を考えてほしいという具体的な提案が出てきているので、この段階で、先ほど言われた実態調査というのは、非常に回答としては場違いというか、引き伸ばしのように見えると思う。この対応であと年末までお願いしますというのは、今日申し上げることはできないので、再度今日申し上げたことを検討いただき、事務局にお伝えいただきたい。それで必要があれば、3次ヒアリングというような形で、具体的な方策について、さらに意見交換をさせていただくことをしようかと思うので、よろしく願います。

<通番 13：児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 児童扶養手当について、民生委員による証明の廃止はやはり難しいという認識か。

(こども家庭庁) 然り。お子さんが遠方の学校に行き、寮に入っているとか、あるいは内縁関係が解消されているということの証明であり、本人と給付実施主体である行政との間だけでの確認というのは限界がある。給付事務の適切な執行という意味では、第三者的な立場から証明するほうがいいのではないかと考えている。

(大橋部会長) そうだとしても、民生委員からすると自分には荷が重いというのが今回の提案である。民生委員

以外の証明手段の可能性について整理しているということで、具体的にその内容を提示することが重要ではないか。

(こども家庭庁) 民生委員・児童委員以外の方で証明を行っている事例が、今回の調査結果で上がってきており、現場の給付事務を担っている自治体においても、こういう方による証明も選択肢としてあるというのがより分かりやすくなるように、調査結果を整理して、提示する方法を考えていきたい。

(大橋部会) どういう証明の可能性があって、どんな運用をしているかについての情報共有が現在できていないため、それを整理し、先ほど説明されたように、保育所の方、行政職員、学校長など具体的に例示した形で、自治体向けに通知する方向で、その具体的なスケジュールを示すことは可能か。

(こども家庭庁) 調査結果の取りまとめ等も含めて、具体的なスケジュールを示すことはできないが、民生委員・児童委員以外の方で、こういった方々による証明でもいいのではないかと、ということを示す方向で、整理していきたい。

(大橋部会長) ぜひそれをまとめて、方向性を具体的に示されたい。

(こども家庭庁) 承知した。

(大橋部会長) 次に生活福祉資金貸付制度について、前回、民生委員の意見書を義務づけている仕組み自体がイレギュラーではないかということをお話した。地方公共団体に何か仕事をさせるときは、法律や法律に基づく政令という形の根拠を示すというのが、地方分権の世界での一つのルールになっている中で、要綱でこうした事務をやらせているということはおかしい気がするが、この点についてどのような整理をしたのか。

(厚生労働省) この事業は予算事業であり、貸付事業を社会福祉協議会が補助金として行っている中での書類という位置づけで、特異なものという認識はない。予算の中で、いわゆる生活困窮者支援という責務の中で、貸付けという事業が予算事業としてあり、実際には社会福祉協議会が補助先として実施するものである。こうした予算事業というのは、この事業に限らず、一般的にあるものだと理解している。

(大橋部会長) そういう補助事業の中で、どれだけ義務付けることができるかという問題があって、過度な義務付けは要求できないのではないかと認識がある。話を先に進めるが、運用の柔軟化による負担軽減を図るというのは、具体的にどのような考えか。

(厚生労働省) 例えば、調査書の作成をお願いする対象者を、原則全てということではなくて、他の相談支援施策につながっていないような方に限定するといったことで対象の重点化が考えられないかという方向で考えている。

(大橋部会長) 民生委員以外による証明でも、差し支えないということ年度内に通知できるか。

(厚生労働省) 今申し上げたようなことは、現時点で柔軟化の1つのアイデアだが、これを考えるに当たっては、対象者の判断基準をどのように考えるか、また、見直しによって、貸付主体である社会福祉協議会が生活状況の把握を担うという課題が生じるころ、そうした業務をどのように担っていただくかという面も含めて、どのように実務に落とししていくかが検討課題である。現時点で、措置の時期を決め打ちすることはできないが、いずれにしても民生委員や社会福祉協議会等の意見も伺いながら、できるだけ早く検討を進めていきたいと思っている。丁寧なプロセスを踏みながら、よりよい仕組みになるように考えていきたい。

(大橋部会長) この提案は、民生委員に対しての意見書作成はやめるか、あとは民生委員の意見書だけではなく、ほかの手段も可能ということを示し、その際に、民生委員に代わる主体を例示して、年度内に自治体向けに通知することが終着点と考えている。本件は、対象者やそこに属する人の交友範囲や生活範囲を考えれば、出てくるプレイヤーというのは限定されるわけで、先ほどの例で言えば、保健所や行政職員、学校側から見れば学校長という形で、範囲はある程度目処が立ち、具体的に検討できるのではないかと。

(厚生労働省) 柔軟化の具体的方策を考えていく際に、これをどう設けて、どう実務に落とししていくかというときに、世帯確認や寄り添いというのを社会福祉協議会などが担うことができるかといった課題もあるため、当事者の社会福祉協議会も含めて丁寧に議論していきたい。

(大橋部会長) 提案募集制度は、ほかの分野でも、たくさんの方の市民を相手にして、いろいろ複雑な行政システムを動かしていく中で、年度内で決着をつけるという形をお願いしている。こうした中では、今の答えだと、のんびりし過ぎており、この提案に対しての回答にはならない。もっとリアリティあるものを、時期を明確化したものを示してほしい。

(厚生労働省) ご提案は真摯に受け止めており、このような柔軟化が実現できれば、相当な効率化につながるかと考えている。その上で、実際に実務をどうしていくかが重要であり、その点については、やはり社会福祉協議

会も含めて、しっかりと合意形成を図り、制度的によりよい仕組みに落としつけていけるよう、十分に検討し、対応してまいりたい。

(大橋部会長) 先ほどの児童扶養手当のように具体的に、例えば、対象者を明示できないとしても、少なくとも民生委員による意見書でなくても構わない、その場合には、地方公共団体が判断したものの証明によって変えることができるという、この程度の案内を年度内にすることは可能か。

(厚生労働省) 仕組みの議論になるため、その点は実務の形も含めて、制度全体としてきちんと説明ができるようにしないとイケない。そうしたことをできるだけ早く検討していきたい。

(大橋部会長) ほかの仕組みと比べると、これは単なる貸付けの仕組みであり、そんなに検討と言われても、全然ぴんとこない。やはりもう少し具体的な答えを、民生委員に代わる主体を明示されたい。それができないのであれば、地方公共団体が適切と判断する人で代替可能ということぐらいは、年度内に通知してほしい。

(厚生労働省) 生活福祉資金で、民生委員が意見書を出している理由というのは、貸付けを受ける方に、貸付けを受けた後も、いろいろな相談や支援を民生委員がするためということ。従って、民生委員とどうやってつながるかが、この貸付けを受ける方と民生委員の関係で一番必要なところで、そのための意見書である。民生委員に代わって誰かが意見書を書くということを考えるのではなくて、今までのつながりというのを、新たにどういう制度としてつくるかを考えなくてはイケない。その中で、ある程度の支援組織につながりがあるのであれば、その方については、民生委員が意見書を書かなくても、しっかりと社会福祉協議会だけで判断することができるのではないかと考えており、そういった制度全体の仕組みをもう一回考えるということである。

(大橋部会長) つながりが必要なのは分かるが、そのつながりは、この仕組みに乗った人についての話であって、提案にあるのは、そもそも証明は嫌だとか、その担い手がいなくて困っているという支障であり、つながりに入る前の話である。

(厚生労働省) 意見書については、有用性として期待されている面もある。実際に、民生委員がこの貸付けを契機として、その家庭に入ったことによって、ひきこもりや障害といったその家庭の中にある表面化しにくい別の家族の福祉的課題が発見され、そこから専門機関につながったという声も耳にしている。こうした有用性が期待される面もあり、これを完全に否定していくことは難しいと考える。

(大橋部会長) 結局、いろいろ議論してきたが、民生委員でなければ駄目と言っているのと同じではないか。

(厚生労働省) 今までは民生委員の調書が原則だったが、ほかの支援機関につながりがある方ということであれば、調書の作成というものを柔軟化あるいは真に必要な方に限定するというやり方によって、一律に原則全て作成しなければならないという運用を見直し、実質的に効率化していくことを検討している。

(大橋部会長) それを通知することはできないのか。

(厚生労働省) これは仕組みの議論であり、他機関につながりがある場合に、その場合の世帯状況の把握を貸付主体がどう担っていくのかということと併せて考えないと、制度として成り立たない部分が出てくる。そういう制度全体の取扱いとして、きちんと貸付主体である社会福祉協議会とも調整し、その上でということになる。

(大橋部会長) 仕組みの問題という抽象的なことで検討を待つわけにもいかないため、本日申し上げたところの具体的な通知も含めたプランを事務局に寄せていただければ。その内容によっては、3次ヒアリングをお願いする。

<通番 33：指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 届出先の自治体がそれぞれ同一であれば、現在は2本ある届出を一本化することについて検討いただけるとのことか。

(厚生労働省) 然り。

(大橋部会長) その場合の手法としては、省令の改正を考えているのか。

(厚生労働省) 現状では省令の改正で対応できるのではと考えているが、厚生労働省とこども家庭庁の両方に関わるため、よく相談しながら検討を深めたい。

(こども家庭庁) 障害者の場合は障害者総合支援法、障害児の場合は児童福祉法に規定されているが、同じ構成になっており、恐らく省令改正によって、この届出の統一といった対応ができるのではと思う。法に基づく委任の範囲でどこまでできるかということもあるので、具体的な方法はまた検討するが、いずれにしても並びを取って対応したいと考えている。

(大橋部会長) その場合の省令改正は、一括法案の整備等とも合わせたスケジュールで進めていただけるのか。

(厚生労働省) その点は事務局に相談したいと考えているが、年度が変わったタイミングで施行できれば自治体にとっても分かりやすいかと思うので、特段の支障がなければ、そういったことも考えたい。

(大橋部会長) 省令改正によって手続の一本化を実現いただけるということで、あとはプラスアルファの部分になるが、届出を求めている事項が本当に必要なものかどうかについては、昔から届出を求めている事項であっても、改めて見直しを行っていただきたい。

(厚生労働省) 本件については前回の第1次ヒアリングでも御説明したところだが、障害者総合支援法は比較的新しい法律であり、もともと介護保険法において指定事業者に関する届出の仕組みがあった中で、全国的に展開する法人においてコンプライアンスに係る問題が起き、そうしたことに対応するために設けられた制度である。昔から求めていた制度ではなく、事業者や拠点ごとに設置されている事業所を地域の自治体が指導することには限界があるため、規模や展開地域に応じて、法人が届出をするという仕組みをつくっているもの。とはいえ、制度化から十数年経過しているので、見直しの必要性については我々も注意深く見守る必要があるかと思うが、我々の現在の実務感覚としても、全国展開をしている事業者に関しては国が管理権者として動くことになるので、非常に重要な制度だと考えている。

(大橋部会長) こうした提案の検討機会を捉えて届出事項の精査をしていただくことについては、他の案件でもお願いしているところであり、特にこのような届出について提案があったということは、やはりこの2本立てになっているところが負担になっていて、届出事項も重複しているという認識を自治体もお持ちだったと思う。新しい法律ではあるが、この機会にもう一度精査して、自治体の負担を軽減できる部分があれば検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。非常に重要な御指摘かと思う。一般的に重要なこととして受け止め、しっかり取り組んでいきたい。

<通番 32：身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止（厚生労働省）>

(厚生労働省) 本制度は客観性、公平性を維持するためのものであることと、専門職である医師の専門性を評価し判断するというところで、国として統一の基準をつくることは困難である。業務負担軽減を図ることについては、地方社会福祉審議会の開催方法について、弾力的な運用の事例として対面での開催ではなく一定の審議期間を設けた書面開催、リモートによる開催、定期的開催される地方社会福祉審議会での審議を行うようにして日程調整の負担を軽減している事例や、大きな審議会本体の会議ではなく少人数の専門部会などを設けて機動的に運営している事例があり、こうした事例の紹介をしていきたい。

なお、前回、一定の定型的なものについては諮問を省き、難しい案件や疑義が生じた案件等について、必ず諮問をするといったような裁量性は可能か、弾力化の余地はないかと御指摘をいただいたが、各自治体の事例を調べてみると、個別の地方社会福祉審議会において、審査に際してのルールを設け、それに基づいて評価を事前にした上で聴取を行うという事例があった。

地方社会福祉審議会の聴取を行うという最後の部分は法定なので、これを省略することは困難だが、例えば、身体障害、肢体不自由、四肢の障害は、多くの医者が存在する分野であり、また、例えば、HIVの治療は、ある程度関与する医師に限られた分野であり、このような分野について「何年以上の診療経験」といったルールとして事前に設けて、それを基本資料として審査を簡素化している事例も見受けられるようなので、そのようなことも周知の対象として含むことを検討している。

最終的には、意見聴取をどういった深さで行うのかということは地方社会福祉審議会にてある程度自立的な運用に委ねられるものと考えており、そのような形で自治体の負担軽減に配慮してまいりたいと考えている。

(大橋部会長) 国が一律に基準を示すことは行政判断が表に出過ぎている気がしており、せっかく医師という専門家の知見を活用しようというシステムとしては限界があるということは十分承知している。

最後に説明のあった点について、地方社会福祉審議会の先生方は医師としての知見を持った方たちがおり、そこに案件が提出され、その中で全てフルセットで審査することが原則だと思う。一方で、先生方が日々対応する中で、例えば、「こういう事案はこのような対応で可」という事例が、ある程度定型化できるのであれば、あくまでも地方社会福祉審議会が専門家としての知見で経験に基づいてつくる自主ルールという点を充実させ、何か効率化できないかということは、本日申し上げようと思っていたところである。今までの提案にこのような審議会の案件があり、例えば、専門家がいる審議会の審議を経るかどうかについて、包括承認基準のような

形で事前に審議会の専門家たちが「この場合については審議会で審議せず承認する」、「この場合は一部審査する」、「この場合はしっかり全てフルセットで審査する」ということを基準として示し、それに基づいて運営していると例があり、これであれば、これは決して審議会をスキップしたことにはならないと思う。

このような方法は他の分野でも存在する仕組みで、専門家の判断を尊重しながら、けれどもマンパワーは限定されるので、先生方も難しい案件から簡単な簡易な案件まで全部フルセットの審査に付き合わせることは人材の無駄遣いになる。その点を精査する仕組みは他の分野で構築されているものもあるので、ぜひ本件でもそのような工夫ができるヒントを地方に周知していただくと、より地方社会福祉審議会の先生のマンパワーをうまく活用できるのではないかと思う。そのような案内をしていただくことは可能か。

(厚生労働省) 御指摘いただいたことで進めていきたい。基本的には、地方社会福祉審議会において聴取をして指定を行うという枠のもとで、それぞれの自治体の実情、個別の地方社会福祉審議会の自立的な運営を踏まえた上で、どんな工夫ができるのかということ、国として一律に示すのではなくて、各自自治体の取組事例を示しながら促していくということができればと考えている。

(大橋部会長) 他の分野であるが、地方公共団体や現場の方の運用の話を聞くと様々な工夫をされており、そのような事例を参考にして紹介いただくということもできる。本件においても全国の地方社会福祉審議会において、長年にわたって色々なノウハウの蓄積があると思うので、そういった工夫を集めていただき周知いただくというプロセスを入れていただきたい。地方社会福祉審議会の関わり方でも色々な濃淡がある対応ができるし、事柄に応じて対応の比重を変えてくというのは合理的なシステムだと思うので、ぜひ地方社会福祉審議会の意見聴取についても、この機会に行っていただいたいと思うが、何か予定はあるか。

(厚生労働省) 具体的な予定は持ち合わせていないが、しっかりと情報収集をして対応することは重要なことだと思うので、御指摘を踏まえ、しっかり勉強していきたいと思っている。

(大橋部会長) リモート開催について何らかの条件を課すことを考えているか。例えば、委員の何名中、何名程度という基準等を考えるつもりはあるか。

(厚生労働省) 現時点では「具体的な基準は必要」という思いは持っていない。場合によっては、通信環境等によって要件が必要になる分野も我々が担当している業務の中ではあり得るとは思うが、本件に関しては、一方でコロナ禍においてリモートの会議が普及し理解が進んでいる状況も踏まえると、こうした会議において、特別、要件を設ける必要があるとは現時点では考えていないところ。

(大橋部会長) 周知いただく工夫というのは、リモート開催と地方社会福祉審議会の考え方や基準があればそれを尊重した運営を促していくということがあるということだが、他にどのようなものがあるか。

(厚生労働省) リモート開催、書面開催、大会議ではなく専門性でグルーピングしたような形での機動的な開催、また日程調整が難しいところについては3か月に1回、例えば、第一何曜日と決めるようなことで日程調整上の負担軽減ができること、また、一定の審査基準ルールを定めた上で、事前の資料整理ができるような工夫などがあろうかと考えている。

(大橋部会長) 今、説明いただいたものをフルセットで見える化した文章を通知で年度内に出していただくことは可能だということでしょうか。

(厚生労働省) 今、申し上げた事例は我々が聞いたものもあるが、インターネット等で入手したような情報もあり、さらに他の方法がないかという御示唆もあった。インターネット等で入手している情報については情報源に確認をする作業も必要と思うので、諸作業を行った上で、様々な工夫があったほうが良いと思うので、特に情報源との関係で支障がない限りは絞る必要はない、と考えている。

(大橋部会長) 今回の提案を契機に意見が出てきたのであれば、確認いただいた中での負担軽減の方策について事務局と相談していただきたい。提案通りの廃止につながらなかったとしても、本件の領域について関心がある方が一定の汗をかき、せつかく提案を出してくださったので、それに対しても何らかの応答をしたいということを考えているので御協力をお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

(勢一部会長代理) 恐らく、自治体の規模やその地域の状況によって使いやすいツールが違うと思うので、その辺りも少し幅広に情報収集をしていただければと思う。

また、具体例で示していただいた、事前に審議会で基準を決めて、それに照らしながら審査をしていくことについては非常に効率もよくなると思うし、同時に事前に審査の基準が明確になっているというのは行政手続としても非常に重要な点であるので、ぜひ、そういうところもうまく周知をしていただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)